



『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（以下『医薬品医療機器等法』）第1条の6に「国民の役割」を「国民は、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない」と定めています。本紙がそのお手伝いになれば幸いです。

【店主の雑談—ゴッホと家族の話】

12月17日、東京都美術館でファン・ゴッホ美術館（オランダ）のゴッホ展『家族がつながる画家の夢』を観てきました。

フィンセント・ファン・ゴッホは6人兄弟の長男。父が自然と文化を大事にした牧師であり、二人の伯父たちが美術商だったことから、16歳で伯父の美術商に勤め、弟のテオも続きます。ところがフィンセントは成績不振から解雇、牧師の道を志します。

安価な版画と日本の浮世絵を集めるようになり、1880年27歳の時にテオのすすめで画家になることを決意します。後にこれらの版画の影響を強く受けます。

交流した画家と絵の交換をしたり、テオとだけでなく文通したりします。描いた絵は売れませんでしたが、テオはフィンセントの絵の価値を信じて支援し続けました。

37歳の時、テオに子供が生まれました。甥のフィンセント・ウィレム・ファン・ゴッホです。しかしその年、自ら拳銃で撃って亡くなってしまい、テオもその半年後に病死。

テオの奥さんヨーは家計簿に義兄への支援や、受け継いだ作品を売却した際の相手・金額も記録しました。これが後に作品の管理に役立っています。

ヨーと甥のフィンセントは、作品や書簡をむやみに売却せずに、書簡を整理して出版に繋げ、意図的に一部の作品はファミリーコレクションとして守り、一部を販売して世界にゴッホを知らしめました。この積み重ねによって結実したのがファン・ゴッホ美術館（1973年）です。そしてフランスにあるゴッホ兄弟の墓はファンの聖地になっています。

【医薬品販売制度 ①医薬品の定義】

『医薬品医療機器等法』第2条に「医薬品」の定義が示されています。物事の定義としては少し変わっているかもしれません。

- 1 日本薬局方※に収められている物
- 2 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの
- 3 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの

※：使用実績のある医薬品の規格等を示した公定書

特に2、3は、いずれかの目的があれば「医薬品」と見なすということを述べています。

実は「医薬品」は、実際に効能・効果があるから「医薬品」なのではなく、「効能・効果がある」と言えば、既に「医薬品」なのです。

「健康食品」を「医薬品」として購入している方がとても多い気がしています。

次回は「②承認制度」について説明します。

【体の大事な話 ①熱がある】

熱があると「風邪だ」と考えませんか？

風邪は呼吸器の感染症なので、鼻炎症状、のどの痛み、咳などの呼吸器症状を伴います。店頭で心配なのは、それが無い場合です。

「熱があってお腹も痛い。でも解熱鎮痛薬を飲んだら、熱もお腹の痛みも楽になった。お腹の風邪だと思う」との訴えに受診をすすめました。なぜなら、解熱鎮痛薬はお腹の痛みに普通は効かないからです。「楽になった」ということは、腹部臓器の炎症が心配。その方はやはり虫垂炎で、その晩に緊急手術に。

呼吸器症状の無い発熱はご注意ください。

次回のテーマは「②ハアハアする」です。